

MHM Asian Legal Insights

第 160 号 (2024 年 2 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者：弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

- マレーシア : [Capital Gains Tax の導入](#)
- インドネシア : [電子情報・取引法の改正について](#)
- フィリピン : [2023 年インターネット取引法の成立](#)
- シンガポール : [生成 AI に関するガバナンス・フレームワーク案の公表](#)
- タイ : [ユーティリティ・グリーン・タリフ \(UGT\) のサービス提供及び料金の決定の原則に関する告示](#)
- ミャンマー : [①: ミャンマーに対する経済制裁等のアップデート～米国による追加制裁の発表](#)
[②: 倒産法の運用開始に向けたアップデート～倒産実務家の登録要件の発表](#)
[③: 国家緊急事態宣言の再度の延長 \(2024 年 2 月 1 日\)](#)

今月のコラム [MHM によるフィリピン・プラクティス新時代～TNC との戦略的提携の開始](#)

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第 160 号 (2024 年 2 月号) を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

※本レターに記載した円建て表記は、ご参照のために、各現地通貨を現在の為替レートで換算したものとなります。

1. マレーシア : Capital Gains Tax の導入

マレーシアの Income Tax Act 1967 が改正され、2024 年 1 月 1 日より、一定の会社の株式の譲渡益はキャピタルゲイン課税の対象となりました。改正後も個人による譲渡については課税対象外とされていますが、会社等の法人による譲渡の場合は一定の課税が生じます。

2024 年 1 月 1 日からの譲渡益課税の対象となるのは、以下の会社の株式の譲渡益です。

MHM Asian Legal Insights

- マレーシア国内で設立された非上場会社
- マレーシア国外で設立された会社で以下のいずれかに該当する会社
 - その保有する有形固定資産の75%以上がマレーシア国内の不動産である会社(このような不動産保有会社を「controlled company」といいます。)
 - その保有する有形固定資産の75%以上が他の controlled company の株式である会社
 - その保有する有形固定資産の75%以上がマレーシア国内の不動産及び他の controlled company の株式である会社

税率は譲渡益の10%とされていますが、譲渡の対象となる株式が2024年1月1日以前に取得されたものである場合には、譲渡価格の2%かいずれかを選択して納税することができます。

なお、2024年2月29日までの間は、命令により、マレーシア国内で設立された非上場会社の株式についてはキャピタルゲイン課税が一時的に免除される扱いとなっています。(外国会社の株式については明示的な免除の規定はないものの、下記で紹介する内国歳入庁のプログラムにおいてはこれについても同様に2月29日までの間は免除扱いとされています。)

また、キャピタルゲイン課税の導入により、従前、その保有する有形固定資産の一定割合以上が不動産である会社の株式譲渡に課せられていた不動産譲渡益税は(ラブアンで設立された会社の株式譲渡を除き)課税されないこととなりました。

以上の改正を踏まえ、2024年1月24日、マレーシア内国歳入庁は、キャピタルゲイン課税の申告様式提出プログラムを2024年3月1日から始動させることを公表しました。このプログラムのもと、キャピタルゲイン課税の対象となる取引を行った場合は電子申告を行うことが必要となります。

弁護士 田中 亜樹
☎ 03-6266-8919 (東京)
✉ aki.tanaka@mhm-global.com

2. インドネシア：電子情報・取引法の改正について

インドネシアでは、2024年1月2日付けで電子情報及び取引に関する法律2008年11号(法律2016年19号による改正を含み、以下「電子情報・取引法」)の第二次改正に関する法律2024年1号(「改正電子情報・取引法」)が施行されています。

改正電子情報・取引法は、電子情報等の不正使用等を防止し、公共の利益を守るとともに、電子情報・取引法において不明瞭となっていた規定の明確化を企図した法改正です。

本レターでは、改正電子情報・取引法において、重要と思われる改正点について紹介

MHM Asian Legal Insights

します。

(1) 外国電子認証提供者

改正電子情報・取引法上、電子認証提供者（電子署名等について電子証明書の提供等を行う主体）は、電子署名、電子印鑑、電子タイムスタンプ、電子記録交付サービス（電子情報又は電子文書を送信し、当該情報等の送信に紐づく事項を証明し、送信された電子情報等を紛失、盗難、損傷、不正な加筆修正等から保護する役割を果たすサービス）、ウェブサイト認証、電子署名及び電子印鑑の保存、デジタル ID、その他電子認証を使用するサービスを提供することができるものとされています。

改正前の電子情報・取引法では、インドネシアにおいてサービスを提供する外国の電子認証提供者は、インドネシアにおいて必要な登録を行うことが求められていたものの、インドネシアに法人を有し拠点を有することまでは必要とされていませんでした。一方で、改正電子情報・取引法では、インドネシアにおいてサービスを提供する電子認証提供者は、原則として、インドネシアにおいて現地法人を有することが必要とされています。

(2) 青少年保護の強化

改正電子情報・取引法では、電子システム運営者（電子情報を準備、収集、加工、分析、保存、表示、公表、送信、発信することを可能にするシステムを運営する主体）は、新たに、電子システムの全ての利用に関連して、青少年の保護対策を策定し、実施することが求められています。

具体的には、電子システム運営者は、以下の情報又は機能を提供することが必要とされています。

- (a) 電子システムの使用、アクセスに必要な最低年齢
- (b) ユーザーの確認をするためのメカニズム
- (c) 青少年の権利を侵害する可能性がある製品や機能の不適切な利用を特定し、対処するための報告メカニズム

上記義務を遵守しなかった場合、書面による警告、過料、電子システムの一時停止及び電子システムへのアクセスの遮断という行政罰が課される可能性があります。

(3) 高リスク電子取引に関する規定

改正電子情報・取引法では、電子取引の安全性を確保する新たな規制として、当事者にとってリスクの高い電子取引を行う場合は、電子認証提供者によって認証された

MHM Asian Legal Insights

電子署名が必要とされています。

もっとも、「当事者にとってリスクの高い電子取引」については、明示的な基準が設けられておらず、改正電子情報・取引法の注釈においては、一例として、物理的に対面した場で行われない金融取引が該当する旨の記載があるのみです。

具体的にどのような取引が上記高リスク電子取引に該当するか否かについては、今後施行される下位規則によって定められるものとされており、規制の明確化が望まれます。

(4) 電子システム運営者により作成される国際的な電子契約に関する規定

改正電子情報・取引法では、電子システム運営者が当該システムの利用者との間で締結する標準約款を含む国際的な電子契約（必ずしもその範囲は明らかではないですが、例えば、外国の電子システム運営者がインドネシアの利用者との間で締結する商品・サービスの購入に関する電子契約のような場面を想定しているように思われます）が以下の(a)~(c)のいずれかに該当する場合は、インドネシア法を準拠法とする必要があります。また、当該契約は、単純、明快かつわかりやすいインドネシア語で記述することが求められるほか、誠実かつ透明性の高いものとする必要があります。

- (a) 契約当事者たる電子システム運営者の利用者がインドネシアを拠点としており、インドネシアから又はインドネシア内にて当該取引について同意すること
- (b) 当該契約の履行がインドネシア国内において行われるものであること
- (c) 電子システム運営者がインドネシア国内に事業所を有し又はインドネシア国内で事業活動を行っていること

(5) 禁止事項に関する変更

改正電子情報・取引法では、インドネシアにおけるデジタル環境において禁止される行為についても改正されています。

具体的には、改正前の電子情報・取引法では、不適切なコンテンツや賭博、名誉棄損、恐喝を包括的に規制していたところ、改正電子情報・取引法では、オンラインでの名誉棄損及び恐喝については、新たな条文を規定し、規制が強化されています。

また、改正電子情報・取引法では、社会に不安を生じさせるような虚偽の告知・誤解を招く情報の送信、ヘイトスピーチ、フェイクニュース、脅迫のような従来の禁止行為も一部改正されています。

上記で紹介した事項以外にも、改正電子情報・取引法では、政府が公正で、責任のある、安全かつ革新的なデジタルエコシステムを構築するために必要な場合には、電子システム運営者に対して必要な手段を講じることを命令することができるものとされて

MHM Asian Legal Insights

います。こちらについても今後下位規則において詳細が定められることが予定されていますが、高リスク電子取引の規制範囲を含め、実務にも相応に影響がありうるため、今後の動向が注目されます。

また、改正電子情報・取引法における外国電子認証提供者に関する規定、青少年保護に関する規定や電子システム運営者による国際的な電子契約に関する規定等は、実務上一定の対応が必要になる可能性もあるため留意が必要です。

弁護士 竹内 哲
☎ +65-6593-9755 (シンガポール)
✉ tetsu.takeuchi@mhm-global.com

弁護士 シャハブ 咲季
☎ +62-811-1923-4005 (インドネシア)
✉ zaki.shahab@mhm-global.com

3. フィリピン：2023年インターネット取引法の成立

2023年12月5日、2023年インターネット取引法（Republic Act No. 11967：「インターネット取引法」）が成立し、公布されました。同法は公布から15日後に施行されています。

(1) 適用範囲

インターネット取引法は、事業者間又は事業者と消費者の間のインターネット取引を対象とし、いずれかの当事者がフィリピンに所在しているか、又は、デジタルプラットフォーム、インターネット小売業者若しくはオンライン事業者がフィリピン市場を利用し、これと最低限のコンタクト（Minimum Contact）がある場合に適用されます（インターネット取引法3条、5条）。

なお、インターネット取引法の対象となる事業者は、以下のとおり分類されます。

- デジタルプラットフォーム運営者：
オンラインで情報やコミュニケーションのやり取りを行うメカニズムを運営する者。例えば、インターネット取引市場、モバイルアプリケーションプラットフォーム、ソーシャルメディアプラットフォーム等
- インターネット取引市場運営者：
事業者と消費者の間のオンライン上の取引のサポート（売上の締結、支払い手続又は商品の配達に関するサポート等）を行うプラットフォームを運営する者
- インターネット小売業者：
ウェブサイト等で商品やサービスを販売する者
- オンライン事業者：
インターネット取引市場やデジタルプラットフォームにおいて商品やサービスを販売する者

MHM Asian Legal Insights

そのため、フィリピン国内に法人や営業所を設立していない事業者であってもフィリピン市場が対象に含まれるインターネット取引については、インターネット取引法が適用される可能性があります。

(2) インターネット取引局の設置等

フィリピン貿易産業省は、インターネット取引法の施行から 6 か月以内に、インターネット取引局 (E-Commerce Bureau) を設置することを予定しています (インターネット取引法 7 条)。また、インターネット取引局は、インターネット取引法の施行から 1 年以内に、デジタルプラットフォーム、インターネット取引市場、インターネット小売業者及びオンライン事業者のデータベースを創設することを予定しています (インターネット取引法 10 条)。

貿易産業省には、事業者を監視する権限が与えられており、違反事業者に対して召喚命令、法令遵守命令 (Compliance Order)、ウェブサイト等の削除命令 (Takedown Order) 等を行うことができます (インターネット取引法 12 条~15 条)。

(3) インターネット取引事業者の義務及び責任

インターネット取引法は、インターネット取引市場の運営者、デジタルプラットフォーム、インターネット小売業者等について、主に以下の義務を課しています (インターネット取引法 21 条~23 条)。なお、各事業者がこれらの義務を遵守するための準備期間として、施行から 18 か月の経過期間が設けられています。

| 事業者の種類 | 主な義務の概要 |
|------------------------------|--|
| インターネット取引市場の運営者 | <ul style="list-style-type: none">インターネット取引であること、取引の当事者、ディスカウントの条件等の明示事業者名、住所、連絡先等の明示プラットフォームに登録している事業者のリストの保管データプライバシーの保護販売に関する法令の遵守消費者の救済措置の設置販売業者による製品の名称、価格、仕様、取引条件の明示 |
| デジタルプラットフォーム (取引の実行を管理しない場合) | <ul style="list-style-type: none">消費者が事業者のアカウントと非事業者又は個人のアカウントを区別できる措置販売に関する法令の遵守製品の名称、価格、仕様、取引条件の明示販売業者による製品の名称、価格、仕様、取引条件、連絡先の明示 |

MHM Asian Legal Insights

| | |
|---------------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者の救済措置の設置 ・ オンライン取引の目的でプラットフォームを使用するアカウントのリストの保管 ・ データプライバシーの保護 |
| インターネット小売業者 及びオンライン事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品の価格の明示 ・ 製品の条件、型式、品質、仕様等が記載、サンプル等と一致しており、かつ、目的に適合していること ・ 製品が説明書その他の附属品と同時に納品されること ・ 事業者の名称、住所、連絡先等の明示 ・ データプライバシーの保護 ・ 請求書、受領書等の発行 ・ 消費者の救済措置の設置 |

(4) インターネット取引に関する紛争解決機関

インターネット取引に関する紛争については、裁判所に対して訴訟を提起する前にインターネット取引に関する紛争解決機関を利用する必要があります（インターネット取引法 24 条）。貿易産業省は、インターネット取引法の施行日から 6 か月以内に紛争解決機関を設置することを予定しています（インターネット取引法 17 条）。

(5) 施行細則の制定

貿易産業省その他関連する当局は、インターネット取引法の施行日から 90 日以内にインターネット取引法の施行細則（Implementing Rules and Regulations）を制定することを予定しています（インターネット取引法 31 条）。施行細則は、インターネット取引法を敷衍し、具体化する内容となることが想定されるため、インターネット事業者等は、施行細則の動向を注視する必要があります。

弁護士 園田 観希央

☎ 03-6266-8595（東京）

☎ 052-446-8651（名古屋）

✉ mikio.sonoda@mhm-global.com

弁護士 井上 淳

☎ 03-6266-8566（東京）

✉ atsushi.inoue@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

4. シンガポール：生成 AI に関するガバナンス・フレームワーク案の公表

対話型の生成 AI「Chat GPT」が2022年11月30日に公開されて以降、生成 AI の開発や関連するサービスの展開が全世界的に急速に進んでいます。このような状況の下、シンガポールにおいて、政府行政機関である Infocomm Media Development Authority（「IMDA」）及びその傘下にある非営利団体 AI Verify Foundation（「AIVF」）は、2024年1月16日に既存の AI モデルガバナンスフレームワーク（最新版は2020年に更新されたバージョン）をベースに生成 AI の存在を反映した「Model AI Governance Framework For Generative AI」ドラフト（「本ドラフト」）を公表し、これについてのパブリックコメントを2024年3月15日まで募集しています。

本ドラフトの内容は、シンガポールにおける将来的な生成 AI 関連事業の展開等に影響すると考えられるため、以下において本ドラフトの概要をご紹介します。

本ドラフトでは、生成 AI は、既存 AI に関して既に議論されてきた、バイアス、誤用、説明の欠如といった問題に加えて、著作権侵害や個人の価値観の揺さぶり等の新たな問題を生じさせるものであるとして、これらの諸問題に対応し、また利用者の保護とイノベーションの促進とのバランスを取りつつ、信頼される AI 関連のエコシステムを構築するために作成されています。本ドラフトにおいて言及されている生成 AI に関するガバナンスのフレームワークは下表の9つの視点から構成されます。各視点の概要は下表のとおりです。

| 視点 | 概要 |
|--|---|
| Accountability （説明責任） | 通常のソフトウェア開発と同様に生成 AI も複数のレイヤーにおいて開発者が存在するため、そのような生成 AI の開発者がエンドユーザーに対して責任を負うことを確保するために、説明責任を通じた適切なインセンティブ構造を構築すること。 |
| Data （データ） | 信頼できるデータソースを使用するなどデータのクオリティを確保すること。また、個人情報や著作権の対象となる情報等を用いる場合はビジネスモデルを明確にし、公正かつ現実的な取扱いを確保すること。 |
| Trusted Development and Deployment （信頼できる開発と実装） | 業界として最善の開発、評価及び開示を行うことによって、基本的な安全性等を確保すること。 |
| Incident Reporting （事故等の報告） | 事故等が発生した場合のタイムリーな通知や是正、継続的な改善を可能とするための体制を確立すること。 |
| Testing and Assurance （第三者による検証と保証） | 第三者により AI 機能を検証・保証させること。また、当該検証に関して共通して適用される標準基準を策 |

MHM Asian Legal Insights

| | |
|--|---|
| | 定すること。 |
| Security (安全性) | これまで存在しなかったような新たな脅威に対処すること。生成 AI の安全性を確保するために新たな検証ツールを開発すること。 |
| Content Provenance (コンテンツの出所) | 生成 AI により生み出されるコンテンツは誤った情報を含んでいる可能性があるため、どこで・どのように生成されたコンテンツであるかについての透明性を確保すること。 |
| Safety and Alignment Research & Development (安全かつ共同的な研究開発) | 人類の意図や価値観と整合し、リスクに対処した AI 開発を効率的に進めるために、グローバルに連携した安全な研究開発を進めること。 |
| AI for Public Good (公共性) | AI へ民主的にアクセスできること、公共分野に AI を導入すること。労働者のスキル向上に寄与することを通じて、AI をより社会的な公共財にするための取り組みを行うこと。 |

IMDA は、本ドラフトで提案した新ガバナンス・フレームワークを 2024 年中頃までに最終化することを目指しており、今後の動向に注視が必要です。

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

弁護士 細川 怜嗣

☎ +65-6593-9467 (シンガポール)

✉ reiji.hosokawa@mhm-global.com

弁護士 大林 尚人

☎ +65-6593-9764 (シンガポール)

✉ naoto.obayashi@mhm-global.com

5. タイ：ユーティリティ・グリーン・タリフ (UGT) のサービス提供及び料金の決定の原則に関する告示

タイのエネルギー規制委員会は、2024 年 1 月 8 日付けで、「ユーティリティ・グリーン・タリフのサービスの提供及び料金の決定の原則に関する告示」(「UGT 告示」)を公表し、同告示は翌日発効しました。

「ユーティリティ・グリーン・タリフ」とは、電力消費者が再生可能エネルギーを調達する際に、電力会社から電力と再生可能エネルギー証明書 (REC) を併せて購入できるプログラムです。タイでは、国内におけるグリーン電力への関心の高まりや EU における炭素国境メカニズム (CBAM) 等の海外動向を見据えて導入が議論されてきました

MHM Asian Legal Insights

が、UGT 告示により、今後の制度設計の大枠が定められたこととなります。UGT 告示でも、詳細な価格等は定められておらず、今後もパブリックヒアリング等を通じた検討が予定されており、2024 年末又は 2025 年初旬の提供開始が目指されています。

本稿においては、UGT 告示の概要をご紹介します。

(1) 2 種類のプログラム

UGT 告示は、①電力源（太陽光・水力等）が特定されない UGT1 と②電力源が特定される UGT2 の 2 種類のプログラムを規定しています。

UGT1 は、UGT 告示発効日において稼働している既存の再生エネルギー発電所由来の再生可能エネルギーを使用する場合の UGT を指します。電力消費者は、通常の電気料金に追加料金を支払うことで、電力会社から既存国有発電所作成の REC を購入することができます。なおこの際、電力消費者は、再生可能エネルギーの電力源を特定する必要はありません。

UGT2 は、既存又は新規の官民にわたる再生可能エネルギーを使用する際の UGT を指します。UGT2 を選択する場合、電力消費者は、自らが購入する電力の電力源（例えば、太陽光+風力、あるいは、太陽光+水力、等）を選択する必要があり、選択した電力源の発電を行う発電所が作成した REC を購入することになります。このプログラムは、大規模事業者向けのものであり、サービス開始からの適用期間は 10 年間と設定されています。

(2) UGT の提供と責任主体

UGT 告示によれば、タイ発電庁（EGAT）、地方電力庁（PEA）、及び首都圏電力庁（MEA）が UGT 料金の提案と電力供給契約の整備に責任を負うとされています。具体的には、EGAT は卸電力につき、PEA と MEA は小売電力につき、それぞれ、①提供契約の草案を作成し、②UGT1 と UGT2 の料金（固定料金及び変動料金）を提案すると定められています。

UGT の料金や契約条件はまだ最終決定されておらず、現状では電力消費者にとって不確定要素が多いものの、UGT 制度の導入はタイにおけるクリーンな電力への需要拡大を反映したものとなっています。タイで事業を行う企業は、今後の動向を注視することが推奨されます。

弁護士 埴 晋

☎ +66-2-009-5127（バンコク）

✉ susumu.hanawa@mhm-global.com

弁護士 平田 亜佳音

☎ +66-2-009-5135（バンコク）

✉ akane.hirata@mhm-global.com

弁護士 西村 良

☎ +66-2-009-5169（バンコク）

✉ makoto.nishimura@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

6. ミャンマー

①：ミャンマーに対する経済制裁等のアップデート～米国による追加制裁の発表

2021年2月1日のミャンマーにおける国家緊急事態宣言発出後の対ミャンマー経済制裁の概要については、本レター第121号（2021年2月号）以降の各号においてお伝えしたとおりです。本稿では、その後の米国による対ミャンマー制裁についての続報をお伝えします。

米国財務省外国資産管理室（「OFAC」）は、米国時間2024年1月31日付けで、法人2社（Shwe Byain Phyu Group of Companies（「SBPGC」）及びMyanma Five Star Line Company Limited（「MFSL」）と、個人3名（SBPGCの創業者であり同社の支配権を有するThein Win Zawと同氏の家族2名）を、米国による資産凍結措置等の対象者（Specially Designated Nationals and Blocked Persons：「SDN」）として指定することを決定した旨を公表しました。

OFACの発表によれば、SBPGCは、2021年3月25日付けでSDNの指定を受けたMyanma Economic Holdings Public Company Limited（「MEHPCL」）に代わって石油の輸入と流通を行うことにより、MEHPCLに重要な支援を行ってきたとされています。一方、MFSLについては、MEHPCLが保有・支配する法人であり、国防産業局（Directorate of Defence Industries）の配送業者としてミャンマー国内における兵器生産に必要な重要物資の輸送を行ってきたとされています。

国家緊急事態宣言の発出から3年を経た2024年2月現在も、引き続きミャンマー国軍が政権を掌握しています。2018年憲法に基づき2023年8月に実施されることが期待されていた総選挙も後ろ倒しされ、今後いつ行われるのか全く見通しが立たない状況が続いています（国家緊急事態宣言の再度の延長の詳細については下記③をご参照下さい）。民主化の見通しが全く見えない現状で、米国は今後も、更なる制裁の強化を進めていくことが見込まれることから、引き続きOFACの動向は注視していく必要があります。

②：倒産法の運用開始に向けたアップデート～倒産実務家の登録要件の発表

本レター第126号（2021年6月号）以降の下記各号においてお伝えしたとおり、ミャンマーの倒産法については、2020年3月の施行後も、同法に基づく会社清算手続等の実施に際して必要な倒産実務家（Insolvency Practitioner）の登録が進んでおらず、法律的に有効な会社清算手続等を開始することができない状態が続いています。

そのような中、倒産法の運用開始のネックとなっていた倒産実務家の登録に関し、ミャンマーの最高裁は、2024年1月31日付けのNotification第130/2024号（「本

MHM Asian Legal Insights

Notification」)を公表し、倒産実務家監督評議会 (Insolvency Practitioner Regulatory Council) において、倒産実務家の登録要件を 10 年以上の実務経験を有する会計士又は弁護士とする旨を決定したこと明らかにしました。倒産実務家の登録をめぐるのは、従前より、その資格要件をどのように定めるかという点について合意がまとまらず、議論が頓挫してしまっているとの情報もあったところです。今回、この論点について結論が出たことから、倒産実務家の登録が開始し、登録を受けた倒産実務家を清算人とする倒産法の定めに基づいた形での会社清算を行うことができるようになることが期待されます。

なお、倒産実務家の登録がなされる前より、倒産実務家以外の者が清算人に就任するという倒産法違反の手続であるにもかかわらず、DICA が運用により受理してきた会社清算手続が一定数存在すると見られます。今後、倒産実務家の登録が開始した場合、こういった既存の手続に何らかの影響が生じないのか、という点についても引き続き注視していく必要がありそうです。

(ご参考)

本レター第 126 号 (2021 年 6 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00048270/20210621-114402.pdf>

本レター第 142 号 (2022 年 9 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00065463/20220920-112844.pdf>

本レター第 153 号 (2023 年 7 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00067861/20230720-115452.pdf>

③ : 国家緊急事態宣言の再度の延長 (2024 年 2 月 1 日)

2021 年 2 月 1 日の国家緊急事態宣言 (「本宣言」) の発出以降の経緯については、本レター第 120 号 (2021 年 2 月号外) 及び下記の各号においてお伝えしたとおりです。本宣言は、2008 年憲法に明記された当初発出から最長で 2 年 (当初 1 年間+6 か月の延長 2 回) という期間を超えて、国内情勢が正常化していないことを理由に、2023 年 2 月 1 日以降も更なる延長が行われてきたものですが、国防治安評議会 (National Defence and Security Council) は、2024 年 1 月 31 日付けで開催された Meeting 第 1 / 2024 号において、本宣言を更に 6 か月間延長することを決定しました。今回の延長も従前と同様、国内情勢が正常化するに至っていないという判断に基づくものであり、6 か月後の 2024 年 7 月 31 日に、その時点の国内情勢に基づき改めて更なる延長の要否が判断されることとなります。本宣言の延長が際限なく繰り返される可能性については過去の本レターでも言及したとおりですが、現地情勢の改善の目途がない現状の下、本宣言の終了後半年以内とされる総選挙の具体的な実施時期について、見通しが更に不透明になったといえそうです。

MHM Asian Legal Insights

(ご参考)

本レター第 120 号 (2021 年 2 月号外)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00047293/20210201-042135.pdf>

本レター第 134 号 (2022 年 2 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00063987/20220221-102537.pdf>

本レター第 147 号 (2023 年 2 月号外)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00066298/20230202-035410.pdf>

本レター第 154 号 (2023 年 8 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00068040/20230821-024913.pdf>

弁護士 武川 丈士

☎ +95-1-9253652 (ヤンゴン)

✉ takeshi.mukawa@mhm-global.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +95-1-9253653 (ヤンゴン)

✉ kana.manabe@mhm-global.com

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-9253654 (ヤンゴン)

☎ 03-6266-8566 (東京)

✉ atsushi.inoue@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

今月のコラム—MHM によるフィリピン・プラクティス新時代～TNC との戦略的提携の開始—

事務所ウェブサイトでも既に公表しているとおり、弊事務所は、フィリピンの現地法律事務所 Tayag Ngochua & Chu（「TNC」）との提携を開始しました。新聞紙上等でも取り上げられていることから、既にご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、本コラムの筆者2名（園田、井上）が中心メンバーとなり、弊事務所のフィリピン・プラクティスの更なる発展に向けて様々な取り組みを行ってまいります。



提携先事務所である TNC は、現地の最大手法律事務所から独立したパートナー3名とアソシエイト3名の弁護士6名からなる法律事務所です。オフィスは、フィリピンの首都マニラの中心地、Bonifacio Global City（通称「BGC」）にあります。

今年2月より正式にスタートした TNC との提携のキックオフのため、園田・井上のフィリピンチームは、TNC を訪問しました。TNC のパートナー3名と今後の提携の方向性について議論するとともに、現地でのお披露目も兼ねて、マニラでのセミナーも開催いたしました。直前のご案内となったにもかかわらず大勢の聴衆にお集まりいただきました。

TNC は今後 MHM の提携先事務所として、園田・井上を中心とした MHM とともに、One Team で皆様のフィリピン案件に関するサポートを提供してまいります。これまでフィリピンについてのコラムが掲載されることはありませんでしたが、今後は機を見て（ネタがあれば）コラムの執筆も行っていきたいと思っております。MHM と TNC の提携による今後のフィリピン・プラクティスにご注目ください。



MHM Asian Legal Insights



セミナー翌日には、TNCのメンバーとともに、マニラから車で約2時間のところにあるタガイタイというところに小旅行に行ってみました。火山の噴火によってできたタール湖の絶景を見下ろしながらの朝食は最高でした！

(弁護士 園田 観希央、弁護士 井上 淳)

MHM Asian Legal Insights

セミナー・文献情報

- セミナー 『グローバルデータコンプライアンス～世界各国のデータ保護法の最新動向～（第8回第1弾）』

視聴期間 2024年1月26日（金）～2024年3月31日（日）

講師 田中 浩之、竹内 哲、西尾 賢司、細川 怜嗣

主催 森・濱田松本法律事務所

【お申込みに関して】

会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。

※ MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

NEWS

- フィリピンの Tayag Ngochua & Chu 法律事務所との提携のお知らせ

森・濱田松本法律事務所（以下「当事務所」）とフィリピンの Tayag Ngochua & Chu（以下「TNC」）は、この度、戦略的な提携を行うことにつき合意いたしました。本合意に基づき、TNC は当事務所の提携事務所となり、両事務所はフィリピンを含む ASEAN の案件に関するリーガル・サービスを共同で提供いたします。

本提携は、知識の共有等を通じた両事務所の体制の強化と、クライアントによるフィリピンでの投資や事業に関するより質の高いリーガルサービスの提供に資するものです。この取り組みに関して、当事務所は、フィリピンを含む ASEAN におけるコーポレート、M&A、コンプライアンス等の案件において豊富な経験を有する当事務所のパートナー弁護士の園田 観希央と井上 淳が中心となり、TNC との戦略的提携を推進していきます。

当事務所は、長年にわたって、フィリピン案件に関するリーガル・サービスをクライアントに提供してまいりました。当事務所の日本、ASEAN、中国、ニューヨークの各拠点及びネットワークに加え、本提携の開始により、グローバルにクライアントに対するサービスを提供する体制がより充実することになります。

フィリピンは、国民の平均年齢が約 25 歳と若く、2024 年時点で 1 億 1,000 万人以上とされる人口は、2050 年前後まで増加が続くことが見込まれています。2022 年の GDP 成長率は約 7%と、高い経済成長率を記録しています。これらに加え、教育水準が高く英語を話すことができる労働力、民間企業の発達と高度化、海外からの投資に対する規制緩和の流れ等を背景に、日本、アジアその他の様々な国からフィリピンに対する投資が今後更に増加することが期待されます。

MHM Asian Legal Insights

TNCは、弁護士として併せて40年以上の経験を有し、フィリピンのリーガルマーケットで高い評価を受けている Carlos Martin Tayag 弁護士、Patricia Cristina Tan Ngochua 弁護士及び Allan Christopher Sy Chu 弁護士を代表パートナーとする独立したフィリピンの法律事務所です。TNCは、M&A、合併事業、企業再編、海外投資、ファイナンス、データプライバシー、情報通信、競争規制、業規制、一般企業法務等の分野における様々な法律問題について、フィリピン内外のクライアントに対して法的助言を提供してきた豊富な経験を有しています。

当事務所とTNCは、本提携を通じて、両事務所の総合力を活かしクライアントの皆様のビジネスの成功にさらに貢献して参る所存です。

➤ ジャカルタオフィス代表電話番号変更のお知らせ

森・濱田松本法律事務所 ジャカルタオフィスは、代表電話番号を下記の通り変更することとなりましたのでご案内いたします。

ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

・新電話番号

+62-21-3021-2222（代表）（旧番号：+62-21-3020 0222）

※住所に変更はございません。

・変更日

2024年3月1日（金）

➤ ニューヨークオフィス移転のお知らせ

森・濱田松本法律事務所 ニューヨークオフィスは、この度、2024年1月24日より下記に移転いたしましたのでご案内申し上げます。

<移転先>

360 Madison Avenue, 24th Floor, New York, NY 10017, USA

TEL : +1-646-255-1148 / FAX : +1-646-255-1149

➤ 西尾 賢司 弁護士、ハ・ティ・ヅウン 弁護士がALBのVietnam Rising Stars 2023に選出されました

トムソン・ロイターグループの、国際的法律雑誌であるALB（Asian Legal Business）Asia 2023年12月号にて、西尾 賢司 弁護士、ハ・ティ・ヅウン 弁護士がALB Vietnam Rising Stars 2023に選出されました。